

「宅建」高速解法テクニック講座12 ベストセクション過去問

建築確認の要否（問題編）～建築基準法[09]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	共同住宅の用途に供する部分の床面積が300㎡の建築物を増築しようとする場合において、その増築に係る部分の床面積の合計が20㎡であるときは、建築確認を受ける必要がある。		H07-23-2	
2	建築主は、共同住宅の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が280㎡であるものの大規模の修繕をしようとする場合、当該工事に着手する前に、当該計画について建築確認を受けなければならない。		H19-21-1	
3	事務所の用途に供する建築物を、飲食店（その床面積の合計250㎡）に用途変更する場合、建築確認を受けなければならない。		H24-18-2	
4	都市計画区域外において高さ12m、階数が3階の木造建築物を新築する場合、建築確認が必要である。		H27-17-2	
5	防火地域内にある3階建ての木造の建築物を増築する場合、その増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であれば、その工事が完了した際に、完了検査を受ける必要はない。		H30-18-2	
6	建築主は、木造以外の建築物（延べ面積200㎡）について、新たに増築して延べ面積を250㎡とする場合は、建築確認を受けなければならない。		H09-24-2	
7	階数が2で延べ面積が200㎡の鉄骨造の共同住宅の大規模の修繕をしようとする場合、建築主は、当該工事に着手する前に、確認済証の交付を受けなければならない。		R02-17-1	
8	延べ面積が500㎡を超える建築物について、大規模な修繕をしようとする場合、都市計画区域外であれば建築確認を受ける必要はない。		R04-17-2	
9	都市計画区域内の木造2階建て、延べ面積300㎡、高さ6mの一戸建ての住宅について、大規模の模様替をしようとする場合、建築確認を受ける必要はない。		H01-23-1	
10	都市計画区域内（都道府県知事が都市計画地方審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）において、延べ面積が10㎡の倉庫を新築する場合、建築確認を受けなければならない。		H02-21-3	

「宅建」高速解法テクニック講座12 ベストセクション過去問

建築確認の要否（問題&解答編）～建築基準法[09]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

		解答	出題	正解
1	共同住宅の用途に供する部分の床面積が300㎡の建築物を増築しようとする場合において、その増築に係る部分の床面積の合計が20㎡であるときは、建築確認を受ける必要がある。		H07-23-2	○
2	建築主は、共同住宅の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が280㎡であるものの大規模の修繕をしようとする場合、当該工事に着手する前に、当該計画について建築確認を受けなければならない。		H19-21-1	○
3	事務所の用途に供する建築物を、飲食店（その床面積の合計250㎡）に用途変更する場合、建築確認を受けなければならない。		H24-18-2	○
4	都市計画区域外において高さ12m、階数が3階の木造建築物を新築する場合、建築確認が必要である。		H27-17-2	○
5	防火地域内にある3階建ての木造の建築物を増築する場合、その増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であれば、その工事が完了した際に、完了検査を受ける必要はない。		H30-18-2	×
6	建築主は、木造以外の建築物（延べ面積200㎡）について、新たに増築して延べ面積を250㎡とする場合は、建築確認を受けなければならない。		H09-24-2	○
7	階数が2で延べ面積が200㎡の鉄骨造の共同住宅の大規模の修繕をしようとする場合、建築主は、当該工事に着手する前に、確認済証の交付を受けなければならない。		R02-17-1	○
8	延べ面積が500㎡を超える建築物について、大規模な修繕をしようとする場合、都市計画区域外であれば建築確認を受ける必要はない。		R04-17-2	×
9	都市計画区域内の木造2階建て、延べ面積300㎡、高さ6mの一戸建ての住宅について、大規模の模様替をしようとする場合、建築確認を受ける必要はない。		H01-23-1	○
10	都市計画区域内（都道府県知事が都市計画地方審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）において、延べ面積が10㎡の倉庫を新築する場合、建築確認を受けなければならない。		H02-21-3	○